

「人権」という日本語 ～その成り立ちを考える～

シンキング・バーズ

日本語研究班

欧米語との整合性と 日本語における「人権」観

近 代日本語は、欧米概念の翻訳に腐心した歴史を持っています。かつてボクたちは、明治期の翻訳語で、現在も一般的に使われている単語に関して、その妥当性の検証を試みたことがありました。その大半が、いわゆる漢字熟語ですが、課題が解消されないまま使われ続けている単語が多々あることは、当時の認識と大きく変わってはいません。

今回取り上げる「人権 (human rights)」という単語は、「権利 (rights)」という概念と結びついています。ボクたちは、数々のニュースが伝える「人権」がないがしろにされているかのような昨今の内外情勢に、その尊重を求める論調を支持します。「人権」の尊重は、いわゆる「近代思想 (modern thoughts)」に根差した、万人が持つとする普遍的 (universal) かつ不可侵 (inalienable) の「権利」の尊重と考えるからです。

では、なぜ「人権」という日本語に、課題があると考えなのか。それは、この単語が醸す大上段に構えたような、あるいは、きれいごと聞こえるような、または、実感を伴わない剥離性をもって、聞こえたりすることがあるためです。国際的に極めて重要な概念の一つと言える「人権」が、ある種の絵空事のように受け止められ、ことばだ

けが空回りしているような感覚に陥ることがあり、少なくともボクは、一定の違和感を覚えるのです。ここでの検証は、その感覚を踏まえた一つの試みです。



●『万国公法』の受容と「権」

近 代日本語の「人権」は、先行する概念の「権利」に依存した単語です。「人としての権利」に相当する造語で、明治期の自由民権運動の頃から、「天賦人権」のような使用例が広がったと考えられます。「民権 (民の権利)」は、一般的解釈としては集合的のニュアンスが強い概念と言えますが、「人権」は「個人的な権利」のニュアンスがあります。現代日本語上では、「民権」はほぼ使いません。

その「人権」に先行する「権利」という単語は、清朝期の中国で刊行された『万国公法』に由来します。同書は、アメリカの法律家だったヘンリー・ホイートン (Henry Wheaton 1785 - 1848) が著した“Elements of International Law (国際法原理)”を原典とし、中国在住のアメリカ人宣教師ウィリアム・マーティン (William Alexander Parsons Martin 1827 - 1916) が、1864年頃に概括的に漢語訳した書物とされています。当時の日本は、いわゆる尊王攘夷派の活動が活発化し、京都での池田屋事件や禁門の変、下関へのイギリス、フランスなど四国

連合艦隊の砲撃事件などが起っていました。

同書が唱える「万国法 (International Law)」とは、言うまでもなく西ヨーロッパ起源の欧米流規範のことを指しています。当時の伝統的な中国や東アジアの規範に対して、良く言えば啓蒙的 (enlightening) に、悪く言えば差別的 (discriminative) かつ挑戦的 (aggressive) に刊行した書物と言えます。また、宣教師という立場から漢語訳したため、キリスト教的価値観に反したものにはなり得なかったと言えます。

同書は、原典が英語の書物である以上、その漢訳語はすべて、英語に対応しているという特徴があります。各章の見出しで多用している「自然之權」のような「〇〇之權」は、“right(s)”に対応する漢字として「權」を当てているという構造です。「權利(理)」は、その章中で用いられた新造熟語です。

当時の中国で同書は、ほとんど受け入れられなかったと言われています。反面、幕末期から明治期にかけての日本の知識人層に、より大きな反響を呼びました。その中で「權」は、章立てにも用いられたため、重要語と認識された可能性が高いと考えられます。恐らく同書上での「權」の理解には、相当苦慮したと思われる。なお、「權利(理)」は、日本の解釈を経て、他の新造語や和製翻訳造語と同様に、清朝末後の中国に逆流入して普及したと言われています。

●「權」という漢字の意味

漢 字の「權(權)」のそもそもの意味は、『広辞苑』によると「はかりのおもり。または、はかり」となっています。また、ネット上で調べると、元々は樹種名だったようですが、重さを計測する分銅(計量具)の意味に転じたとする記述があります。さらに派生して、「代わるもの・こと(代理、補佐)」「謀(は

かりごと)」「強い勢い」「支配的な力」などの意味になったようです。日本での歴史的用語としては、「權現(仏が化身した仮の姿、権化)」「權大納言(大納言代理または補佐、權中納言・權少納言も同様)」「執權(執行補佐または代理)」などがあります。

そのような「權(權)」を、なぜマーティンが“right(s)”に対応する漢字としたのかは、明らかではありません。“natural rights”を「自然之權」とする時、当時の中国語法に照らして妥当と判断したのでしょうか。ご承知の通り現在の「權」は、「秤(はかり)」とか「仮のもの」といったニュアンスで使われることは、ほとんどありません。「強い力」「威圧的な力」というイメージが強く、政治用語にも多くの熟語があります。そのような「權(權)」が、“right(s)”との整合性をどの程度まで担保できるのか、それを紐解くため、“right”の検証を試みます。

●“right”と“Recht”“droit”

英 語の“right”は、形容詞、副詞、名詞、動詞と多品詞用法がある単語です。その意味は、一般的には「正しい」「右の」「まっすぐに」「正す」などとされ、名詞用法として「正当」「右」「右派」のような意味があるとされています。「權利」は、名詞として用いた時の意味の一つです。

英語の“right”は、ドイツ語やオランダ語の“recht”に相当するゲルマン系統の単語と考えられます。ドイツ語の“recht”の基本的な意味は、形容詞の「正しい」とされています。「右の」は、付加の意味です。その名詞形は“Recht”と表記され、「權利」「正しいこと」「法」などの意味があります。名詞の「右」は“Rechte”となり、副詞の「右に」は“rechts”です。ここで重要なのは、ドイツ語名詞“Recht”には、「權利(right)」

かつ「法 (law)」の意味があるということです。英語の“right”は、ドイツ語“Recht”と完全に同義ではなく、“low”の意味を含まないのです。その差異と日本語の関係については、「権利」という日本語誕生の項で後述します。

一方、英語の“right”に相当するラテン系統の単語は、フランス語では“droit (男性形) / droite (女性形)”です。ラテン語の“directus”に由来すると考えられる形容詞で、「まっすぐな」が基本的な意味です。英語の“direct”に相当する単語で、付加的意味の「正しい」は、「まっすぐ正しい」というニュアンスになると言えます。また、「右の」という意味の形容詞にもなり、「右」「右側」「右派」と名詞としても用いられるのは、英語の“right”と同じです。なお、英語の“direct”は、“director (ディレクター)”などの派生語があるように、「監督する／指示する」などの動詞用法があることを補記しておきます。

では、「権利」に相当するフランス語はとなると、形容詞男性形の“droit”を用い、男性名詞になります。性詞区分の男性性は、「権利」に相当するニュアンスを、男性に偏向して考えて来た歴史に負っているとみなせるでしょう。いずれにしても“droit”は、いわゆる「近代思想」に重要な役割を果たしました。前述の「自然之権」は、“droit naturel”と仏語訳できますが、その日本語訳は、「自然権」並びに「自然法」となります。つまり、“droit”はやはり、「権利(right)」かつ「法 (law)」になるのです。また、日本語で「人権宣言」と訳されるフランス革命期(1789年)の“Declaration des droits de l'homme”は、“droits de l'homme”を「人権」としている訳ですが、「法」のニュアンスを含めた検証が必要と言えます。

蛇足ですが、欧米語ではなぜ、「正しい」

と「右」の意味を“right”や“droit”のような同一単語で表すのでしょうか。一説では、右利きの人は右手を「正しく」操れるためとしています。ボクの個人的な見解では、人の利き手は、洋の東西を問わず右利きが多数派を占めるため、その多数性を称して「正しい」とした可能性があると考えます。つまり、一般的 (general) というニュアンスを持ち、「権利」と訳されている欧米単語も、“generality (一般性／多数性)”と連動していると考えられるのです。ここで言う「一般性／多数性」とは、特定のグループ(例えば英語圏とかキリスト教圏)に括られる人々の間で「普通」とされている事柄で、必ずしも人類全般に当てはまる訳ではありません。

しかし、「人権」と訳されている概念は、現代では国連 (United Nation) による定義があります。その“generality”は、特定の人類グループに限られてはならず、全人类的です。つまり、全人类的に「普通に正しいこと」を指す概念と言えます。

● 「権」をめぐる日本的土壌

さ

て、日本語の「人権」を検証するにあたって、『万国公法』を受容した明治期の日本の言語状況に話を戻します。前述したように、同書の著者マーティンが英語の“right(s)”に対応させた漢字の「権 (権)」は、元々は「重さの代理品」のような意味です。しかし、日本では、徳川家康(1542 - 1616)が死後に「東照大権現 (東国を照らす偉大な神仏の化身)」と称せられて以降、「権」に「家康のような力または徳」をイメージする土壌が培われたと推察されます。いわゆる「権威」や「権力」に相当するイメージです。

その江戸時代性を引きずった日本の「権」は、『万国公法』の中国語としての「權」との間で、必然的に意味差異にさらされまし

た。“right(s)”と「権」との整合性以前に、「権」の解釈が、中国的か日本のかでちがいが生じたと考えられるのです。

1869年（明治2年）の薩長土肥4藩主による版籍奉還の上表文に、「一日モ假ス可ラサル（仮置きにできない）者ハ**大権**ナリ」という一文があります。これは、67年（慶応3年）の徳川慶喜（1837 - 1913）による**大政奉還**に伴い、各藩主の存立を担保して来た徳川将軍の裏付けが失われ、藩主力が失効した状態になったことに起因しています。同上表文によると、ここでの「大権」とは、「且與へ且奪ヒ爵禄以テ下ヲ維持シ尺土モ私ニ有スルコト能ハズ一民モ私ニ攘ムコト能ハズ（与奪を決めたり、爵禄を下して維持したり、領土を私有したり、その領民を支配したりはできない）」と各藩主が書かざるを得なかった政治力のことです。

要するに、徳川将軍に代わる「**大政**（国政）を司る力」のことで、前提に67年（同3年）末の「**王政復古**」がある以上、「**王権**」とほぼ同義でしょう。4藩主は、自分たちの地位は徳川将軍によるいわゆる幕藩体制で決めたものなので、その地位が今後どうなるにせよ、それは朝廷の政治力に委ねると願い出た格好にし、させられた訳です。国政の空白を避けるためとして、「**新たな大権現**」を朝廷に求めた形にしたのです。

このように用いられた「権」が、『万国公法』の「権（rights）」と整合するのでしょうか。そこから、明治期の知識人たちの「権」をめぐる苦闘が始まりました。

●『明六雑誌』における「権」

明 治時代初期の日本の知識人たちが、「権」という漢字をどのように使用したのかを検証するため、国立国語研究所が提供している全文検索システム「ひまわり」を利用し、『明

六雑誌』データの検証を試みました。ご承知の通り『明六雑誌』は、明治時代初期の知識人層が寄稿した代表的な雑誌です。

まず、1874年（明治7年）の第1号から翌75年（同8年）の第43号まで、「権（權）」の出現事例を検索しました。「権」の使用事例はなく、すべて「權」でしたが、「權」を単独で用いた事例のほか、55熟語が検出されました。その内訳は、「～權」が39熟語、「權～」が16熟語でした。「権」単独の使用事例が最も多く160件、次いで「權理」95件、「權利」63件、「同權」41件と続いています。そのほか、「民權」「威權」が各20件、「國權」「權力」が各16件、「政權」12件、「特權」11件という結果でした。また、件数は少ないものの、「男（夫）權」「女（婦／妻）權」のような熟語、君主に関わる「王權」「君權」「皇權」「帝權」などがあり、前出の「大権」は6件でした。そして、この考察のテーマ「人権」は2件、関連用語の「主權」は4件という結果でした。

この結果から、当時の知識人層が用いた「権」は、『万国公法』の影響と推察される「○○之權」のような単独形態と、同様の影響と推察される「權理（利）」が、突出して多いことが分かります。では、そこで用いられた「権」は、どのような意味やニュアンスを持っていたのか、具体的に見て行くことにします。

『明六雑誌』における「権」の初出は、第1号での「特權」ですが、ここでは割愛し、第2号から検証します。

まず取り上げるのは、加藤弘之（1836 - 1916）の「福澤先生の論に荅（こた）ふ」という一文です。内容は、洋学者は官職に就くべきではないと唱える福沢諭吉（1834 - 1901）への反論です。その中で加藤は、福沢の論は「リベラール」だとし、次のように述べています。

リベラルの論甚だしきに過るときは
國權は 遂に衰弱せざるを得ざるに至る可
 く **國權**遂に衰弱すれば 國家亦決して立つ
 可らず

そして、外国文献を引用して、次のよう
 な日本語訳を当てています。

リベラル黨は 務めて**國權**を減縮し 務
 めて**民權**を擴張せんと欲す (中略) コムム
 ニスト黨は 務めて**國權**を擴張し 務めて**民
 權**を減縮して 農工商の諸業をも 悉皆國家
 の自ら掌るを良好と爲す

つまり、「國權」と「民權」を対立軸とし、
 福沢の論は「民權」の拡張を望むもので、
 「國權」の衰弱に繋がると批判しています。
 ただし、この一文の結びは、洋学者は官職
 に就いても良いし、民間で働いても良いと
 中庸的です。ここで言う「國權」は、今日的
 には「国家権力」のことでしょう。それに對
 して「民權」は、「民間のリベラル(自由)」
 のようなニュアンスと考えられます。

次に取り上げるのは、森有礼(1847 - 89)
 と津田真道(1829 - 1903)による「學者職分
 論之評」と題した第2号の二文です。いず
 れも、いわゆる「民權」についての見解で
 す。論旨を異にしています。

夫れ民の公務は 國の要する處 文事にも
 せ武事にもせ 必ず逃避す可らず 各其力を
 致して之に従事すべきは 論を待たざるなり
 何をか民と云ふ 其務を爲すの**權**と其責
 を擔當すべきの義とを有する者を指すなり
 (森有礼)

ここで森は、官吏も貴族も平民も、日本
 籍のある者は皆「民」だとし、その務めを果
 たす「權」を持ち、同時に果たす責任がある

としています。ここでの「權」は、逃げては
 ならない国家が求める「民」の公務(義務)
 を、担える「権利」というニュアンスです。
 「民」ならば、義務は必然という訳です。
 一方、津田はこう書いています。

力を盡して 人民自由自主の説を主張し
 て諭へ 政府の命と雖 無理なることは之を
 拒む**權**あることを知らしめ 自主自由の氣
 象を我人民に陶鑄するは 我輩の大に望む
 所なり

(津田真道)

ここで津田は、政府の民衆に対する姿勢
 を評して、無理難題をも押し付けていると
 し、それでも民衆は、それに従わざるを得
 ないとしています。その政府の姿勢に對し
 て、無理なものは無理と拒む「權」が人民に
 はあり、「自主自由」の氣風が広がることを
 望むと述べています。この「權」は、今日的
 な「権利」に近いニュアンスと言えます。

いずれにしても、『明六雑誌』当初の「權」
 は、その主体(国、民など)をどこに置くか、
 また、それをどうみなすかで、見解が分か
 れる漢字として機能し始めたと言えます。
 それは、修飾辞に左右される“right(s)”も
 同様と言えます。“natural rights(自然權)”
 と“national rights(國權)”では作用する
 ベクトルが異なり、時には真逆に作用した
 りします。つまり、“low”のニュアンスを
 欠いた“right(s)”に「權」を当てると、何
 でもありの「正しい力」に陥るのです。

●西周と「權理」「權利」

い わゆる「近代国家」は、一般論
 では「市民革命(Revolution of
 People)」と呼ばれる政変を経
 て誕生した国家を指します。政治を王など
 の特權層が牛耳っていた国家は、18~19世

紀の英米仏での「革命」を機に、人々 (people) の政治参加が可能な国家に変質しました。その国家様態が「近代国家」です。もちろん、工業化の進展のような指標でそれを論じることもできますが、ここでは、「政治への参加が可能になった人々」とは、裏返せば「国家に登録された人々 (国民)」を生んだという観点から、「近代国家≒国民国家 (Nation-state)」と考えることにします。

「国民国家」を形成する人々には、当然の帰結として、「国民 (nation)」たる要件が求められます。その国に居住していれば、自動的に「国民」になる訳ではなく、一定の要件を満たす限りにおいて、「国民」たり得るのです。その意味では、森有礼が言う「民」たるには責任 (義務) が生じるという論理は、必ずしもまちがいは言えません。まちがいと云えるのは、その要件を決めるのは、国家権力だという筋立てです。それに対して、「人民」は政府の無理難題を拒んでも良いという津田真道の論理は、今日的にも有効な側面があります。

「国民国家」を形成する人々は、津田が言うような「権」を、「国民」たる要件を満たした上で、段階的に獲得して来ました。今日の日本語で言う「権利」ですが、それは、修飾辞に左右される「～権」のような熟語と異なり、特定の条件を規定してはいません。あえて言えば、その対極にあるのが「権力」です。

『明六雑誌』における「権利」に相当する熟語の初出は、西周 (1829 - 97) が第3号に寄稿した「駁舊相公議一題」と題する一文中にある「権理」「権利」です。この一文は、民撰議院の開設を建白する動きに対する西の所見です。西によると、「自尊自重天下と憂樂を共にするの氣象を有するは學識あるの人に望むべし」で、教育の充実を求めずして民撰議院の開設を望むのは、稽古もしてい

ない役者に舞台を用意するようなものとなり得ます。聞きかじりの理屈で民衆を扇動して来た「偽論家」が、「偽論 (屁理屈)」を戦わせる場に墮すというのです。

その文中で西は、当時多用された「権理」と西自身による「権利」を用いています。

又曰く 人民政府に對し租税を拂ふの義務あるは 則ち其政府の事を與知可否するの**権理**を有す 是天下の通論なりと 通論の二字何等の義ぞ 人民既に租税を出す 則ち是に對して其保護を望むの**權利**を有すべし 然ども其之を參與可否するの**權利**は 則ち其國創めて政體を建る時に在て之を定むべし

ここで西は、人民は税を払っているのだから、政治参加する「権理」があるとする当時の「通論」に対して、人民は政府に保護も求める「権利」はあるが、政治参加する「権利」は、建国時に定めるものだと述べています。この「権理」と「権利」のちがいは、恐らく次の箇所に負っています。

是かの物理 (フイジカル) の諸學と本來の理法 (ロオ) を異にする者なり

物理学的概念と法的概念は、そもそも異なるのだから、税を払っている人民には、機械的に政府をとやかく言う「権理」があるとする「通論」は、物理と理法の混同だという訳です。ドイツ語に精通していた西は、“Recht”の意味を理解した上で、力学的作用を表す「權」を「法 (law)」の意味に対応させ、個々人性の強い「利」を加藤弘之が福沢諭吉の論を評した「リベラール (民権: 自主自由)」に対応させた可能性があるのです。つまり、西による「権利」は、個々人の自主自由の保護と同時に法 (公) 的裏づけのことを指し、ドイツ語的かつフランス語

的な意味を持つ単語になったと言えます。だから、人々が参政して政府を論じる「権利」は、法的に定められるべきもので、物理的（機械的）に存在するものなどではないとなります。その法（公共則）を定めるに当たって、学識の程度も定かではない民撰の「偽論家」が集まって議論しても、天下汲々になるという訳です。

「権理」と「権利」は、その後の『明六雑誌』でも、混淆して用いられました。西自身も「通論」と整合させるためか、混淆して用いています。「理」は原理や理科のような客観性、「利」は利益や便利のような主観性と、意味作用が異なるにもかかわらずです。結果的に「権理」は徐々に廃れ、より力学的ニュアンスが強い「権力」が定着して行ったと言えます。いずれにしても、西による「権利」は、近代日本語に大きな功績を残しました。その原意には、権力と市民権の対置的な両義性があったと考えられます。

なお、旧幕臣の西は、『万国公法』の訳本を刊行したほか、「科学」「技術」「知識」「概念」のような、欧米語の和製翻訳熟語を数多く作った人物として知られています。近代日本語のみならず、近代中国語にも波及した漢字熟語創作者で、漢語圏文化に大きな影響を与えました。その一方で、日本語をすべてローマ字表記にすべきと唱えた人物としても知られています。

● 「同権」をめぐる論調と「人権」

明 治政府が目指した国家像が、天皇制を基軸とした「国民国家」だったことは、恐らく確かです。ただし、明治維新（御一新）を、フランス革命などに照らして「市民革命」とするのは疑問です。国家を構成する人々は「臣民」であって、その人々に与えられた「権利」は、国家あってのものと言わざるを得

なかったからです。人々の「権利」は、国家権力に従属していたという構造です。

今日的な意味で、人々が生まれながらにして持つとされる「権利 (natural rights)」は、それとは異なります。その「権利」は、国家によって与えられるものではなく、国家に対する義務を負ってはいようがいが、人類に属する限り、すべての人々が等しく持つとされる「権利」です。国家は、それを保障する立場でこそあれ、不当に与奪できる立場にはないとされています。

もちろん、その「権利」は、絶対的なものではありません。「法」に相当するものの制約を受けます。その「法」に相当するものとは、宗教的に考えれば神仏の靈験や教示ですが、近代思想上では「自然 (nature)」です。具体的には、地球環境や宇宙環境などに作用する法則や原理と言えるでしょう。人々は、その自然則 (rules of nature) の下で、平等な「権利」を持つとされています。その平等な「権利」のことを、「人権 (human rights)」と呼んでいます。

では、日本語の「人権」は、『明六雑誌』において、どのように使われ出したのでしょうか。ここで取り上げるのは、津田真道が1875年（明治8年）刊の第35号に寄稿した「夫婦同権辨」と題して一文です。これは、当時の男女同権論に対する津田の反対論で、今日的には不当極まりない主張と言えることを、あらかじめお断りしておきます。

抑男女同権と云ふ事は 従来歐米各國に於て隨分人の唱ふる言にて 民權上に於ては彼國男女の權實に同じ 譬ば民法の規則に於て 人権 物權 契約の權義を掲載したる條欵を見るに 絶て男女に就て其權限を異にし 差等を設けたる事ある事なし 然れども國家の政事に關係する公權に於て 男女自づから其別あり 蓋

此公権は 従来唯男子の専にする所にして 女子は之に與かる事を得ず 其故は立法司法政令の三大權に於て 婦人未だ曾て之に干渉する事なし 然れども此公権は 婦人も或は之に與るべしと云へる説ありと雖 未だ實地施行に至らざるなり 之に反して夫婦同權と云ふ事は 民法上に於ても絶て無き事なり 其故は一家の主として家事を幹理する者は夫なり 夫ある女子 即人の妻にして夫を措て其家事を幹理する事は 格外の譚あるに非れば民法（※筆者注「慣習法」）の許さざる所なり

ここで津田は、欧米流の男女同權論が話題になる中で、確かに欧米法規に男女差の記述はないが、政治に関わる「公権」は男性が担っているのが実態で、欧米も同様だと述べています。まして夫婦同權は、一家の主たる夫を差し置いて、妻が家を取り仕切るなど、特別な事情でもない限り許されないとしています。この文中での「人權」は、欧米法規上の「物權」「契約の權義」と並置され、「彼國(欧米)」事情とされているだけです。文末に書かれた「贅言(わがまま)」との批判が、「同權」への津田の姿勢です。

男女同權に限らず、この時代の同權論には、実情乖離の側面がなかったとは言いきれません。福沢諭吉は『文明論之概略』の中で、次のように述べています。

近来は世上に人民同權の説を唱る者多く、或は華士族の名称をも廢して全国に同權の趣旨を明にし、以て人民の品行を興起して其卑屈の旧習を一掃せざる可らずと云ふ者あり。(中略)然るに今利害を別にし、人情を異にし、言語風俗、面色骨格に至るまで相同じからざる、此万里外の外国人に対して、權力の不平均を患へざるは抑も亦何の由縁なるや。

福沢によると、その同權論の多くは、一定の学識がある士族が唱える机上論となります。民衆の実態を知らず、投獄の辛苦を知らず、骨身から憤る不平等を知らず、外国人とつき合った時の弊害を知らず、そのような士族が唱える同權論は、学識偏向の推量憶測だという訳です。

福沢の主張には、一定の説得力があります。同權を唱えること自体に異議がある訳ではないものの、その前提となる「民衆の声」を反映したものではなく、知的士族の弁舌の域を出ないと言えるからです。実際問題として当時の民衆の実態は、公教育さえ整備途上にある中で、国際差や地域差、階層差や男女差と、多様な社会環境があったと考えられます。同權論とはそもそも、理不尽さに対抗する実態勢力に負ったもので、全国一律の机上の同權論は、単なる均質論に陥るだけです。その意味では、福沢と津田の立ち位置は似ています。

いずれにしても、“human rights (人權)”という考え方の根底には、欧米流の「個人主義(individualism)」があります。明治時代初期の日本では、その個人主義に照らした人權論を正当化できる素地が、まだ育まれていなかったと言わざるを得ません。「人權」に比して「公權(伝統的な社会規範)」の優位性が、まだまだ強かったのでしょうか。しかし、同權論が議論され、その後の自由民権運動の中で「天賦人權」を唱える人々が現れるなど、「人權とは何か」と問う土壤は、できつつあったと言えます。

●与謝野晶子の個人主義

明

治時代の「人權」に関する認識が、時代の推移と共に深化して行ったのは、言うまでもありません。欧米流の「個人主義」への理解が進むにつれ、「社会(通念)と個(意識)」の

ような法論が現れ始めました。ここでは、前出の国立国語研究所提供の「ひまわり」を利用し、青空文庫データを「人権」で検索した中から、与謝野晶子（1878 - 1942）が1911年（明治44年）に『婦人の鑑』という書物に掲載したとされる「女子の独立自営」と題する一文を取り上げます。

これは、今日で言う「ジェンダー(gender: 社会的性)」に関する与謝野の見解です。ただし、その後の与謝野の論調との整合性を、すべて担保しているとは言い切れず、あくまでこの一文上での与謝野の見解だということを、あらかじめお断りしておきます。

この一文は、「個性」を無視し、「男らしさ／女らしさ」を社会規範に照らして論じるのは誤りだ、とする至極もったもな主張から始まります。冒頭から、個人主義に基づく見解だと宣言しているような始め方です。次いで、江戸時代以来の旧弊に照らした「近頃の若者は・・・」的な論調への批判があり、明治維新に伴って今上（明治）天皇は、旧弊を破壊され、「新道徳」をお示しになっているとしています。

新智識を世界に求める事を奨め給い、学問、技術、言論、信教、出版等あらゆる思想行動の自由を御許しになり、生命、財産等の**人権**を御保障になっております。

与謝野によると、これは、明治天皇が五か条の御誓文、憲法（大日本帝国憲法）、教育勅語を通じてお示しになった「新道徳」となります。よって、「我我明治に生れました若い男女」は、「各人の個性と権利と自由とを尊重する事が根柢の精神になって」いる「新道徳」を学ぶことが大切で、女性も積極的に学ぶよう勧められています。

次に与謝野が述べているのは、若い未婚女性の増加問題についてです。女性は結婚

して子供を産み、育てるものとする社会通念が今より根強かった当時、女子教育の振興は、女性を生意気にし、結婚を望まない女性を増やすとの主張があったようです。それに対して与謝野は、女性が結婚を望まない訳ではなく、未婚女性の増加は、経済力のない男性が増えているためで、男性の責任を女性に転嫁するのは筋ちがいと批判しています。その上で、男性に従属的な良妻賢母を女性に求め、唯一の生き方のように決めつけるのではなく、経済的に自立した独身女性が増えて活躍することも、社会全体の豊かさに通じるとしています。

現代の根本精神は**各人の個性**に適応して自由なる発達を遂げる事を尊重し、「女はこうすべきものだ」と一概に決めてしまわない所に妙味があるのですから、むしろ特例が多く、良い意味の変り物が多く出るのが結構なのです。一元論でなく**多元論**なんです。

この一文で与謝野は、前述の「権利」における「法」の要素を憲法などに求めた上で、「個人の自由」に言及しています。論法として極めて理知的で、「権利」の理解も極めて妥当です。明治時代末に「人権」「権利」が、このように理解されていた事例があることは、注目に値します。内容も現代に通じる社会課題を、多々述べています。

ただし、与謝野自身の立ち位置から見た見解のため、論壇色が強く、当時の女性一般を代弁した見解とするには、無理があります。また、裏付けとした「新道徳」が、例えば女性参政権がないなど、与謝野が書くほど「人権」に配慮していないことに、理解が及んでいません。そのため、天皇への目線にせよ、個人主義への目線にせよ、教条主義的にも読めるリスクを孕んでいます。

●大隈重信の「人道主義」

次に取り上げるのは、前出の「ひまわり」で青空文庫データから検出した大隈重信（1837-1922）の「永久平和の先決問題」と題する論考です。『大観』という雑誌への1919年（大正8年）の寄稿とされ、内容は、第一次世界大戦（1914～18）後の国際秩序についてです。当時の大隈は、すでに80歳を超えて古老の域にあったとはいえ、5年前の大戦勃発時には、第二次大隈内閣（1914～16）で首相の地位にあり、連合国の一員としてドイツに宣戦布告した立場でした。終戦時には首相を辞していましたが、国際政治に直接関与した立場からの論考です。

この論考での大隈のテーマは、概括すると、検討段階にあった国際連盟（League of Nations）への期待と、世界的潮流としての民族自決問題です。それは、大戦参戦時の首相としての国際情勢認識を踏まえている点では、単なる栈敷席からの見解とは現実認識の次元が異なることを、理解しておく必要があります。

ここでの大隈の論法は、中国故事を引用しながら直近の国際情勢を考察するという、ある意味では古老らしい手法です。具体的には、中国の春秋戦国時代（BC770～BC221）の群雄割拠の下で、一部の将がとった行動や孟子の助言などを紹介しつつ、敗戦国となったドイツ帝国（Deutsches Reich 1871～1918）の「霸道（いわゆる汎ゲルマン主義）」を批判し、「王道（人道主義）」を問うという構成です。特にドイツ帝国批判は容赦がなく、「黄禍論（黄色人種は世界の禍だとする白人至上主義）」を説いたとして、ドイツ民族主義の敗北を喜んでいます。

その上で、大戦後の国際秩序を築くに当たって、国際連盟を結成する動きと共に浮上した「民族自決問題」について、次のよう

に述べています。

各個人が等しくこの天賦の**人権**を完全に擁護せんと欲するの思想は、自ら神は愛なりという思想と抱合し、ここに自由、平等、博愛、正義というが如き諸観念を産出したもの、これに依って仏国革命も米国独立も将来されたものであった。然らば民族自決というが如き事は、当然以上の諸観念の中に十分に抱合さるるものに相違無いので、今更その是非を論ずべきゆえんのもので無い。

（「国際連盟と民族自決」の章より）

ここでの大隈の「天賦の人権」は、フランス革命やアメリカ独立の思想的支柱という位置づけです。その起源は、ルソー（Jean Jacques Reusseau 1712 - 78）に負っているというより、人々の時代的な非言語性共通認識を、ルソーをして言語化たらしめたような事象としています。その言語化が、権利に関する諸概念を生み、米仏での政変の思想的支柱になったという訳です。よって、個々人の「天賦の人権」に基づく「民族自決」は、「今更その是非を論ずるに及ばないほど、認められて当然の権利となります。具体的には、オーストリア＝ハンガリー帝国（Österreichisch-Ungarische Monarchie 1867～1918）とオスマン帝国（Ottoman Empire 13C～1922）の解体に伴う諸国独立のことです。また、イギリス領インドなど、列強植民地の自治権拡大のことです。

この論考で大隈が、戦後国際秩序の「先決問題」としているのは、民族的偏見の排除と関税競争（いわゆる保護貿易主義）の緩和です。国際協調の新たな枠組みとなる国際連盟の結成に当たっては、多様な課題がある中で、この二つを優先的に話し合っ

保護主義経済は、国際紛争の二大要因だという訳です。ただし、民族問題については、民族自決権は認められて当然としながら、ドイツ流の汎ゲルマン主義といわゆる選民思想を説く汎ユダヤ主義を、同質の「誤れる民族主義」として批判しています。

いずれにしても、この論考で大隈が最も力説しているのは、「人道主義」です。ここでの「人道主義」とは、孟子の言う「仁義」であり、「利己的でなく、自己を利するを思うと同時に他をも利するを思う」ことです。「全人類共同の幸福安全を希い、強権的に弱者を威圧する行為をしないことです。その「人道主義」の根底には、個々人の「人権」があり、「自由、平等、博愛、正義」の思想があります。と同時に、大隈にとってそれは、孔子と孟子が 2400 年前に唱えた「王道」です。群雄割拠の世界で国際連盟は、その「王道」を実現する 2400 年越しの機会だとして、大きな期待を寄せています。

大隈が期待した世界レベルの「王道」の実現は、残念ながら、この論考から 20 年後には破綻しました。合従連衡の力学は止むことがなく、第一次世界大戦に勝る惨禍を生む大戦に至ったことは、周知の事実です。

●現代日本語の「人権」

現 代日本語の「人権」のベースには、日本国憲法に定める「基本的人権 (fundamental human rights)」があります。その法的な規定は、「人権」という現代日本語を使うに際して、一定の効力を持つと考えるのが妥当です。その「基本的人権」を同憲法は、次のように規定しています。

第九七条【基本的人権の本質】この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果で

あって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである

ここで言う「基本的 (fundamental)」に該当する条項は、「第三章 国民の権利及び義務 (第十条～第四十条)」で定めた内容と言えます。いわゆる自由権、平等権、生存権、幸福追求権、財産権などです。「基本的」を、「最低限の」と理解するか、「根本的な」と理解するか、見解は多様でしょうが、いずれにしても、ここでの「基本的人権」は、「侵すことのできない永久の権利」です。

では、どうして「人権」という現代日本語が、冒頭で述べたような剥離感を伴って聞こえることがあるのでしょうか。「人権の尊重」に、異を唱えるつもりなど全くないにもかかわらずです。

ここまで考察して来たように、英語で言う“human rights”は、近代思想が生んだ“natural rights (自然権)”に根差して生まれた概念です。ただし、英語の“right(s)”は、良く言えばヨーロッパ大陸的な概念から自由 (freedom)、悪く言えば便利にそれを無視 (without law) しています。それに対して、漢語由来の「権」には、力学的な作用 (重々しさ) のニュアンスがあるため、「自由 (軽々しさ: 個人的感覚)」は想起しづらく、「法 (縛り: 公共的規範)」を想起しやすいという特性があります。その両義性を融合した「権利」ならば、少しは偏りが緩和されますが、「利」を省略した分だけ「人権」は、「権」が持つ重々しさに影響されてしまいます。「人権」とは、「人としての権利」のはずです。

その「人としての権利」は、「個人としての権利」を基本にしています。集団 (社会、国家) に従属したのではなく、一人ひと

りの「個性 (individuality)」として尊重されてしかるべき「権利」です。しかし、「個人としての権利」は、犯罪行為まで許容しないため、必然的に「法」の支配を受けます。何でも許される「権利」な訳はなく、「法」の下で裁かれることもあり、かつ、それに異議申し立てもできる「権利」です。

一方、「個人としての権利」を裁く「法」が、特定の民族や人々の集団（階級や性別など）に不利益を生じさせている場合、団結して「法」の不当性を訴える「権利」は、個々人が持っています。しかし、その訴えが多数者による少数者への抑圧か、少数者による多数者への抗議かなど、多様な要素で、客観的な善悪判断は異なります。

例えば「民族自決」と言う時、「民族」を線引きする基準とは、そもそも何なのかとなります。“raciality (人種性)”なのか、“ethnicity (いわゆる民族性)”なのか、“national character (国民性)”なのか、基準をどこに置くかで、見方は変わります。「国民国家」は、結果的に「国民」を形成したと前述しました。「民族自決」は、その「国民国家」たるために独立国家になるベクトルで推移して来ました。しかし、20世紀末以降の「民族問題」は、人々が歩んで来た複雑に入り組んだ歴史や文化、宗教などを背景に、「国民国家」の分断や国家内での紛争、あるいは、「国家」を超えたコミュニティー形成といった現象を顕著にしています。さらに、収拾が見通せない、長い泥沼の戦闘状態に陥っている地域があることを、付記しておかなければなりません。

そのような地域について、何が正義なのかを軽々に断じることはできません。基本的には「人種性」「民族性」「国民性」が融合した「アイデンティティー (identity : 自己または自我同一性)」に関わることを考えますが、その「アイデンティティー」は、国家

による教育にせよ、特定集団の合意にせよ、人々に共有されて「ナショナル・アイデンティティー (national identity)」と呼ばれるまでなることがあります。その善悪判断は難しく、好意的に見れば「民族自決」の願望、批判的に見れば「悪しきナショナリズム (国民主義/民族主義/純血主義)」です。いずれにしても、「アイデンティティー」は、「人権」を構成する要素の一つと言えます。

「人としての権利」は、いわゆる「自然権」に照らして、個々人の生命ほど大切に重いものはないとしています。人々の生命を軽々しく奪う権利など、いかなる権力者といえどもないはずで、不当な抑圧からの「自由」を訴える権利を、権力には抑圧する権利があるとしてねじ伏せるのは、概ね不当です。「人としての権利」の極小単位は、万人共有の生命保全の「権利」であって、それ以下ではないはずで、

「人権」を金科玉条のごとくに唱える主張に、馬耳東風のごとくに反応せざるを得ないのは、「人権」という日本語が、「権 (力学)」を強調し、その力学に自縛されて聞こえてしまうためかもしれません。「人権」とはそもそも、人類界を越えた自然則の下で設定されました。その自然則とは、恐ろしい力学であると同時に、恵みに満ちた作用です。その下で、万人共有の生命保全の「権利」があるのですから、絵空事どころか、個々人の現実そのものです。

人類は近年、“natural rights”を“rights of nature (自然の権利)”と捉え、動植物の生存権にまで拡大して考えようとしています。動物の乱獲禁止、保護動物の指定、ペット動物の保護、植物資源の保全など、生命活動を軽視する人々が存在して来たことを背景に、「すべての命の大切さの法利」を考え始めたのです。そのことを、殺生殺戮を厭わないとする人々に届けたいと思います。

最後に、国連（United Nation）が定める英語版“Human Rights”の定義を添えて、この考察の締めくくりとします。なお、日本語訳は、国連広報センターによるものです。

Human rights are rights inherent to all human beings, regardless of race, sex, nationality, ethnicity, language, religion, or any other status. Human rights include the right to life and liberty, freedom from slavery and torture, freedom of opinion and expression, the right to work and education, and many more. Everyone is entitled to these rights, without discrimination.

（人権とは、人種や性別、国籍、民族、言語、宗教、その他いかなる地位とも関係なく、すべての人間に固有の権利を指します。人権には、生存権、自由権、奴隷制と拷問からの自由、言論と表現の自由、労働権、教育を受ける権利など、多くの権利が含まれます。これらの権利は誰にも分け隔てなく与えられています。）

（2024年2月14日）

【出典及び参考文献】

- ・新村出編『広辞苑 第二版補訂版』（1982年11月、岩波書店）
- ・岩崎民平／小稲義男監修『新英和中辞典』（1977年、研究社）
- ・国松孝二編『独和大辞典』（1990年1月、小学館）
- ・福井毅ほか編『ロワイヤル仏和中辞典』（1989年、旺文社）
- ・桑名一博ほか編『西和中辞典』（1997年2月、小学館）
- ・石塚正英・柴田隆行監修『哲学・思想翻訳語事典【増補版】』（2013年5月、論創社）
- ・村川堅太郎、江上波夫ほか編『世界史小辞典』（1972年12月、山川出版社）
- ・日本歴史大辞典編集委員会編『日本史年表 増補新版』（1984年10月、河出書房新社）
- ・歴史学研究会編『世界史年表 第二版』（2001年12月、岩波書店）
- ・塩野宏ほか編『小六法 平成7年版』（1994年11月、有斐閣）
- ・Wikipedia「万国公法」
<https://ja.wikipedia.org/wiki/万国公法>（2024年1月23日閲覧）
- ・Wikipedia“William Alexander Parsons Martin”
https://ja.wikipedia.org/wiki/William_Alexander_Parsons_Martin（同上閲覧）
- ・Wikipedia“Henry Wheaton”
https://ja.wikipedia.org/wiki/Henry_Wheaton（同上閲覧）
- ・国立公文書館デジタルアーカイブ「公文録・明治二年・第五十六巻・己巳・版籍奉還（一）毛利宰相中将広封・周防山口・島津少将忠義・薩摩鹿兒島・鍋島少将直大・肥前佐賀・山内少将豊範・土佐高知・連署願」<https://www.digital.archives.go.jp/img/2352485>
- ・国立国語研究所 全文検索システム『ひまわり』文献データ
『明六雑誌コーパス』『青空文庫コーパス』
※同上コーパスで「権（権）」「權（權）利」「人権（權）」を検索し、表示されたデータを検証した。
- ・福沢諭吉著『文明論之概略 第44刷』（1986年1月、岩波文庫）
- ・Wikipedia「加藤弘之」
<https://ja.wikipedia.org/wiki/加藤弘之>（2024年1月30日閲覧）
- ・Wikipedia「津田真道」
<https://ja.wikipedia.org/wiki/津田真道>（同上閲覧）
- ・United Nations“Human Rights”
<https://www.un.org/en/global-issues/human-rights>
- ・国際連合広報センター「人権」
https://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/humanrights3/

シンキング・バース新書

「人権」という日本語

2024年2月14日（初版）発行

著者：シンキング・バース
日本語研究班

発行者：遊佐 芳泰

発行所：**シンキング・バース**

〒021-0821

岩手県一関市三関字神田105番5号

電話／FAX 0191-23-0724

※この論考の著作権は、図表を含めてシンキング・バースに帰属しています。複写、無断転載、無断転用は固くお断りします。